

徳島大学大学院社会産業理工学研究部総合技術センター規則

平成29年4月1日

大学院社会産業理工学研究部長制定

(設置)

第1条 徳島大学大学院社会産業理工学研究部（以下「研究部」という。）に、総合技術センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、教育・研究の進展に伴い、技術職員の職務が高度化、専門化していることに鑑み、研究部の理工学域及び生物資源産業学域並びに関連する学部等の教育・研究支援及び社会貢献に係る専門的業務等を円滑かつ効果的に行うことを目的とする。

(業務及び分野)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究の支援及び技術に関する専門的業務
- (2) 研究室等の管理運営に関する支援業務
- (3) その他センター長が必要と認める業務

2 前項の業務を実施するため、センターに次の分野を置く。

- (1) 分析分野
- (2) ものづくり分野
- (3) 情報システム分野
- (4) 地域協働分野
- (5) 研究教育包括支援分野

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長補佐
- (4) 分野長
- (5) センター職員

(センター長)

第5条 センター長は、研究部長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、徳島大学技術支援部常三島技術部門（以下「技術部門」という。）の技術部門長をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センターに係る業務を処理して連絡調整するとともに、必要に応じて業務に関する指導及び助言等を行う。

(センター長補佐)

第7条 センター長補佐は、技術部門の副技術部門長をもって充てる。

2 センター長補佐は、副センター長の職務を補佐する。

(分野長)

第8条 分野長は、技術部門のグループリーダーをもって充てる。

2 分野長は、当該分野に係る業務を処理して連絡調整するとともに、必要に応じて分野に所属する職員に対し、業務に関する指導及び助言等を行う。

(センター職員)

第9条 センター職員は、技術部門の技術職員のうちから、センター長が指名する者、その他必要な職員をもって充てる。

2 センター職員は、当該分野に係る業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

(所掌事項)

第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関する事項
- (2) 予算並びに施設及び設備に関する基本方針
- (3) その他管理運営に関する重要事項

(組織)

第12条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長補佐
- (4) 理工学域長
- (5) 理工学域の各系長
- (6) 生物資源産業学域長
- (7) 常三島事務部理工学部事務課長
- (8) 分野長
- (9) その他運営委員会が必要と認める者

(委員長)

第13条 運営委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第14条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要請があったときは、会議を開かなければならない。

(代理出席)

第15条 第12条第5号及び第7号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第16条 運営委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(センターの事務)

第17条 センターの事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 総合科学部総合理数学科及び社会創生学科並びに工学部（以下「改組前の学部」という。）が存続する間は、第2条中「関連する学部等」には、改組前の学部を含むものとする。
- 3 前項のほか、当分の間、第2条中「関連する学部等」には、教養教育院を含めるものとする。

附 則

この規則は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。